

欧州連合商標制度の概要

2021年4月

JPDS 日本パテントデータサービス株式会社

欧州連合商標制度の概要： 制度の特徴

◆ 欧州連合商標登録(EUTM)は、EU加盟国全域に効果が及ぶ。

EUTMは、欧州連合知的財産庁(EUIPO)に商標登録することで、EU加盟国(2021/1現在、27カ国)の全加盟国に及ぶ。

* 各加盟国でも、国内固有の商標登録制度を有しているが、その国内登録は当該国しか及ばない。EUTMとして登録すれば、各国で何らの手続をとることなく、自動的に各国に及ぶ(国内登録と同一の効果あり)。

イギリスは2021年1月にEU離脱。
離脱前のEU商標登録は
イギリスの国内商標として維持される。

◆ 欧州商標出願の登録要件の審査では、以下の特徴を有する。

- 他社商標と類似するか否かは異議申立があった場合のみ審査される。
- 27か国中の一か国でも先行する国内商標登録があると、その国内登録商標との類似を理由にEUTMとしての登録はできない。

● 商品の普通名称、内容・特徴・品質・産地等を記述する商標は、「**自他商品の識別力を欠くもの**」として商標登録することができない(日本も同様)が、この登録要件は必ず審査される。

● 欧州商標を加盟国すべての又はいくつかの加盟国の国内商標に移行することができる(欧州出願の出願日は維持される)。
⇒ ある国の国内商標を理由にEUTMとしての登録を拒絶された場合、問題のない他の国の国内商標に移行することができる。

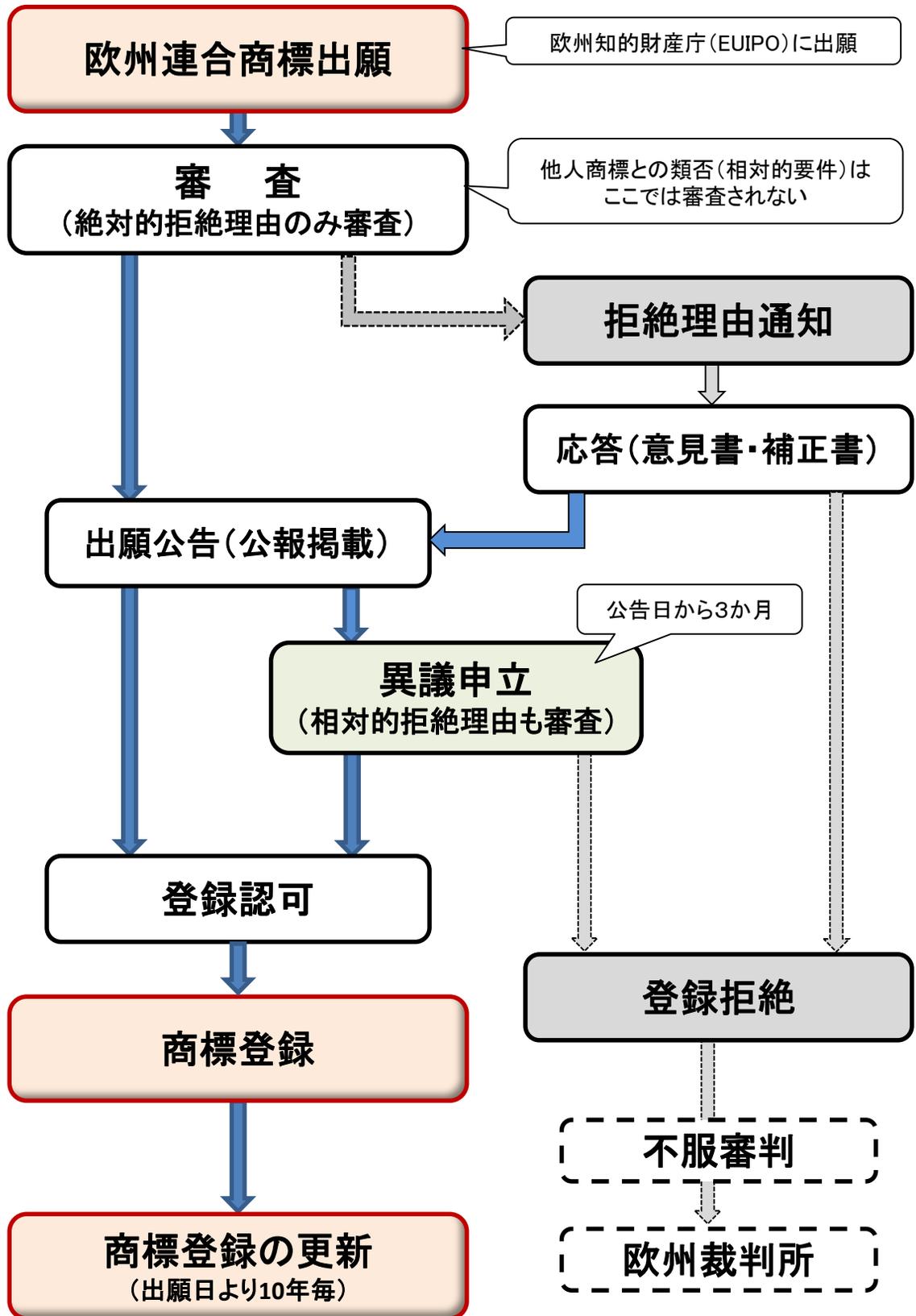
◆ EUTMとして商標登録することができても、以下により安心できない。

- 先行する他人の商標登録(EUTM或いは各国の国内登録)があると、その他人の商標が優先する。
⇒ 当該他人の国内商標の権利侵害となるおそれあり。
- 自社登録後にも他人の同一・類似商標がEUTMとして登録される場合がある。

➤ 権利侵害の回避のために、欧州での事前の商標調査では、EUTMの他に加盟国各国の国内出願・登録商標も調査するのが望ましい。

➤ 他人の同一・類似の商標登録を阻止するためには、「**商標ウォッチ**」して早期に他人の登録を阻止するのが望ましい。

欧州連合商標制度の概要： 出願から登録までの流れ



欧州商標制度概要： 出願～登録手続

1. 出願時に必要な情報・書類

- ①商標(見本)の提出
- ②商品・役務の指定

概して、日本と同様
但し、②は異議申立がない
限り審査されない。

2. 商標登録できない商標(主な拒絶の理由)

- ①絶対的拒絶理由： 商標登録の適格性を欠くもの(=誰もが登録できない)
 - ・商品の内容・特徴・品質等を示す商標等、自他商品識別力のないもの
 - ・品質誤認を生ずるようなもの
 - ・国旗、政府機関・国際機関の名称等に該当、又は公序良俗に違反
- ②相対的拒絶理由： 他人の商標との関係で登録できない
他人の欧州商標又は加盟国の国内商標との間で混同を生ずるようなもの(類似する)
* 加盟国のどこか一か国でも先行商標があると、欧州登録はできない。

3. 商標の審査～登録

日本では、公報掲載・異議申立は登録後。

- ①審査の結果、絶対的拒絶理由がないと判断されれば、公報に掲載され、第三者に異議申立の機会が与えられる。
- ②登録できない理由(絶対的拒絶理由)がある場合、その理由が通知され、意見書・補正書等の提出の機会が与えられる。
* 他人の商標との類否は審査されないが、先行するEUTMは調査され、調査報告書が送付される。
- ③異議申立がなかった場合、又は、異議申立があっても審査の結果、登録可と判断された場合、商標登録に進む。
* 異議申立では、審査官による審査が始まる前に当事者間の交渉期間(クーリングオフ)が設けられる(最大24か月)。
- ④EUTMの登録が拒絶された場合、加盟国各国における国内商標の出願に移行できる。この場合、欧州出願の日は各国での出願日として維持される。
- ⑤EUTMの権利者がある国でEUTMと同じ内容の国内登録を有する場合、その国内登録による利益(シニオリティ)を主張することで、以後EUTMのみでその国内登録を維持することができる。

4. 商標登録の維持

- ①登録期間は、出願日より10年間(10年毎更新可)。
- ②5年間の継続不使用は登録取消の原因となる。

加盟国1か国でも使用されていれば、不使用とはならない。